

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の6の規定に基づき、2019年度「移動等円滑化取組計画書」を次のとおり公表します。

## I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は空港等アクセスバス(リムジンバス)事業専業であり、当社が保有しているリムジンバス車両についてはバリアフリー化した車両は未導入でした。(移動等円滑化基準適用除外認定を受けた車両を使用)</li> </ul> <p>しかしながら、昨今のバリアフリー化への社会情勢を鑑み、2019年度に初のバリアフリー車(エレベーター付きリムジンバス)を1両導入する。</p>
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手助けが必要な旅客への支援を職員がおこなうよう意識改革をおこなう。</li> <li>・エレベーター付きリムジンバスの対応路線、運行時刻、使用方法等の情報周知の方法を検討する。</li> <li>・高齢者、障がい者等に関する理解を深めるための、講演会や意見交換会を開催する。</li> </ul>

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・エレベーター付きリムジンバス	・車いす用エレベーター付きリムジンバスを1台導入する。 (2019年度)

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・リムジンバス(エレベーター付き車両含む)利用者への支援	・手助けが必要な旅客がリムジンバス車両への乗降時に、バス乗務員・のりば係員が可能な範囲で支援(手助け)をおこなう。 ・車いすの旅客がエレベーター付きバスへの乗降時に、バス乗務員・のりば係員がエレベーター装置を作動し、その他の支援(手助け)をおこなう。(2019年度～)

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・エレベーター付きバスを運行する路線	・エレベーター付きバスの運行路線・時間・予約方法等について、時刻表・ホームページ・停留所等で容易に把握できるように表示・掲出をおこなう。(2019年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の接遇に関する民間資格の取得推進(障がい者が参画する研修の実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要職員(乗務員)の「交通サポートマネージャー」講習への参加及び認定証取得に係る経費の一部を当社が負担する。</li> <li>上記講習参加時に障がい者の方々との意見交換会に参加する。</li> <li>上記認定証取得者が全乗務員の小グループ活動(=班別活動)時に研修してきた内容を踏まえて講習をおこなう。</li> </ul> (2019年度～2020年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>接遇研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要職員対象の「サービス介護基礎講習の受講」及び、班別活動時における「サービス介護士による講演の実施」</li> </ul> (2019年度～2020年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>移動等円滑化の促進のため営業部が主セクションとなり、推進体制を構築する。</li> <li>自社ホームページや電話で寄せられる苦情・利用者意見等を営業部で集約し、自社他セクション(営業所・総務)とも共有、運輸行政・関係各社(関西エアポート等)・共同運行バス会社とも連携し、自社としての取組改善に活用・反映させる。</li> <li>当社が代表管理する関西空港側リムジンバス施設(乗降場等)は、関西エアポート株式会社からの賃借物であることから、同社のバリアフリー化構想・計画に則った施設変更に対し、営業部が調整窓口となり連携をおこなう。</li> </ul>
---

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。